

旭川医科大学病院長補佐会議規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学病院長補佐会議規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院長補佐会議規程（平成16年旭医大達第136号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(目的) 第2条 補佐会議は、本院の管理運営、<u>業務の質改善、経営改善等</u>に関する企画立案<u>及び評価</u>を行い、本院の円滑な運営に資することを目的とする。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和6年9月11日から施行し、令和6年9月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】 補佐会議において業務の質改善に関する体制整備に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(目的) 第2条 補佐会議は、本院の管理運営<u>及び経営改善等</u>に関する企画立案を行い、本院の円滑な運営に資することを目的とする。</p> <p>(略)</p>

